

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和2年8月7日から同年12月7日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年8月7日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス下関大和店

所在地 下関市大和町二丁目14番2号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町五丁目1番地1	辻田 泰徳

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町五丁目1番地1	辻田 泰徳	令和2年6月1日 住所変更

4 届出年月日

令和2年7月27日